

港北区連合町内会 6月定例会

令和6年6月21日（金）午後2時30分から

港北区役所 1、2号会議室

議題

1 よこはまテレビ・プッシュの開始について（情報提供）【市連会報告】[資料1]

可児 総務局緊急対策課担当課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

テレビを使った情報伝達サービス（※別紙チラシご参照）に対して補助金を交付する事業を開始しました。

災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方は、是非、補助制度をご活用ください。

※ 広報よこはま6月号に掲載しています。



(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

(2) 補助制度の概要

① 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

② 対象者

「横浜市民」 かつ 「災害情報の取得に不安を感じている方」

③ 補助額

初期費用 28,600 円（税込）

（内訳）専用機器代金 16,500 円（税込）

設置設定費用 12,100 円（税込）

④ その他費用

サービス利用料として、月額 550 円（税込）がかかります。（※）

（※）ご利用には、インターネット環境が必要になります。

(3) お申込み・資料請求・お問い合わせ

イツ・コミュニケーションズ株式会社

電話：0120-109-199（受付時間 9:30～18:00） / メール：info@itscom.jp

2 横浜市におけるシェアサイクル事業について（概要説明）〔資料2〕

伊藤 道路政策推進課担当係長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

横浜市では公共交通の機能補完や地域の活性化、脱炭素社会の形成等を目的に、協働事業者と連携して「横浜都心部コミュニティサイクル事業」及び「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験」を実施しています。

事業の推進にあたっては、利用者の移動データやニーズ等をもとに道路や歩道、公園、自転車駐車場、地区センター等区民利用施設、商業施設などにサイクルポートを順次設置しており、現在、市内 550 箇所（港北区内 71 箇所）のサイクルポートで約 36,000 人の皆様にご利用いただいております（令和 6 年 4 月末時点）。

サイクルポートの設置スペースについては随時募集しておりますので、自治会町内会館など候補地があれば、道路局道路政策推進課までお気軽にご相談ください。



<シェアサイクルとは>

レンタルサイクルのように借りた場所に返す必要はなく、地域内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用し、お出かけ先など、借りたポートと異なるところにも返却できる利便性の高い交通システムです。

3.6m×2m程度のスペースから設置ができ、環境に優しい移動手段の1つとして近年全国で導入が進められています。



自治会町内会館への設置例



集合住宅の空き駐車スペースを活用した設置例



公園への設置例（新横浜公園）

(1) お願いしたいこと

【地区連長】【単位会長】ご承知おきください。

(2) 問合せ

道路局道路政策推進課 担当：伊藤、寺本 / 電話：045-671-3644

3 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と「線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）見直し」都市計画市素案の説明会開催等について（情報提供） [資料3]

柏崎 区政推進課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

本市では、都市計画の基本方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保等※¹）」とこれに基づき行う「線引き」について、概ね6～7年ごとに定期的な改定・見直しを行っており、現在、令和7年度の改定・見直しを目指して検討を進めています。

このたび、本年1月から2月にかけて実施した意見募集の結果等を踏まえ、都市計画市素案を作成しましたので、説明会等を実施します。

※1 整開保等

都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針 等

(1) お願いしたいこと

【地区連長】【単位会長】

6月下旬以降、説明会の概要等を掲載したリーフレット（添付資料）を線引き見直し対象地区内の各戸に配布するほか、土地所有者等の皆様に郵送しますので、ご承知おきください。

また、地域の方からお問合せがあった場合、建築局都市計画課までご案内ください。

(2) リーフレットの主な内容

- ・都市計画市素案の説明会（会場、日程等）について・・・P2
- ・都市計画市素案の概要について（整開保等、線引き）・・・P3～5
- ・今後の都市計画手続について・・・P6

(3) リーフレットの配布等について（予定）

- ①各戸配布（線引き見直し対象地区内）・・・6月下旬より実施
- ②土地所有者等へ郵送（線引き見直し対象地区内）・・・6月下旬より発送
- ③建築局都市計画課（市庁舎25階）、市民情報センター（市庁舎3階）
各区役所区政推進課、PRボックス・・・6月下旬より配架
- ④横浜市ホームページ掲載・・・6月3日より掲載済

(4) 問合せ

○整開保等の改定に関すること

都市整備局企画課 担当：水谷、齊藤 / 電話：671-3749

○線引き見直し、説明会に関すること

建築局都市計画課 担当：鶴和、河田、小池 / 電話：671-2658

4 綱島消防出張所への救急隊の増隊について（情報提供）[資料4]

伊藤 港北消防署副署長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

本市においては、毎年救急車の需要が増加しており、今後も高齢化の進展等に伴い更なる増加が予想されています。搬送体制の強化として港北区で、令和6年10月に87隊目（区内7隊目）となる救急隊を、綱島消防出張所に配置いたします。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

(2) 概要

① 配置先

港北消防署綱島消防出張所（港北区綱島西三丁目3番9号）

② 運用開始日時

令和6年10月1日（火）8時30分から

(3) その他

過去5年の救急出場件数は、次のとおりとなっており18区中、港北区は5年続けて救急出場件数が最多となっています。

（単位：件）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
横浜市全体	212,395	194,639	204,427	244,086	254,636
港 北 区	17,159	15,291	16,498	19,614	20,266

各年1月1日から12月31日までの出場件数

(4) 問合せ

港北消防署警防課 担当：久保、浅見 / 電話：045-546-0119 / FAX：045-546-0119

メール：sy-kohoku-k@city.yokohama.lg.jp

5 住宅用火災警報器の一斉点検の推進について（周知依頼）[資料5]

伊藤 港北消防署副署長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

住宅火災発生時の被害軽減に有効とされている「住宅用火災警報器」ですが、平成23年の設置義務化から、今年で13年が経過し、現在設置されている住宅用火災警報器の多くが、電池切れや故障等で適切に作動しなくなる恐れがあります。

定期的な点検と10年を目安とした本体交換を促進するため、防災訓練等の機会に「住宅用火災警報器の一斉点検」の取組の推進についてご検討いただくようお願い申し上げます。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

「住宅用火災警報器の一斉点検」の実施についてご検討をお願いします。

(2) 一斉点検の流れ（例）

- ① 防災訓練の前後など、点検日時を決定し、掲示板等により周知します。（別添参照）
 - ② 点検日時が決定したら、港北消防署に事前連絡します。
 - ③ 点検日当日、各家庭において住宅用火災警報器の点検を実施します。
- ※ 上記は、あくまで例ですので、お気軽に港北消防署にご相談ください。

(3) 一斉点検のメリット

防災訓練の日に消防署と連携して、地域で一斉に住宅用火災警報器を鳴動させることで、火事と勘違いされる心配がありません。

(4) その他

- ① チラシ（別添）については、メールによるデータの提供が可能です。
- ② 住宅用火災警報器は高所に設置されている場合が多いため、傘などの長い棒を使って点検ボタンを押すなど、安全には留意してください。
- ③ 消防職員による高齢者宅への住宅用火災警報器の取付け支援や住宅防災診断等を実施していますので、是非ご活用ください。

(5) 問合せ

港北消防署総務・予防課予防係 担当：岩崎、金井、山本 / 電話：045-546-0119
メール：sy-kouhoku-yobou@city.yokohama.jp

6 令和6年度港北区社会福祉協議会世帯会費（1世帯40円）の納入とりまとめについて（概要説明）〔資料6〕

仲丸 港北区社会福祉協議会事務局長

◆ 送付資料はありません。

港北区連合町内会のご理解とご協力により、世帯会費制を実施させていただいております。つきましては、本年度も趣旨をご理解のうえ、会費納入の取りまとめをお願いいたします。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等での周知、および連合単位で対応いただいている地区への依頼については取りまとめをお願いします。

【単位会長】単位会長あてに依頼資料を送付しますので定例会等で周知をお願いします。

(2) 金額

目安世帯数×40円（目安世帯数＝令和6年6月1日現在加入世帯数×95％）

(3) 納入方法

「払込取扱票」により、最寄りの郵便局でお手続きください。

※本会窓口での直接受付はご遠慮いただいております。

(4) 納入期限

9月30日（月）

地域の実情にあわせて、柔軟にご対応ください。

(5) その他

- ・6月末に「払込取扱票」及び「目安額一覧表」を別途送付いたします。
- ・単位自治会町内会毎での納入を希望される地区につきましては、各単位自治会町内会長様

宛に送付いたします。

(6) 問合せ

横浜市港北区社会福祉協議会 担当：中村・飯塚
〒222-0032 港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206
電話：547-2324 FAX：531-9561

7 令和6年度港北区「社会を明るくする運動」実施委員会会費の納入について
(概要説明) [資料7]

仲丸 港北区社会福祉協議会事務局長

◆ 送付資料はありません。

毎年「社会を明るくする運動実施委員会会費」募集を依頼させていただいております。
つきましては、ご協力くださる地域の方々の健康・安全を第一とし、戸別訪問等による募集におきましては、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をお願いいたします。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等での周知、および連合単位で対応いただいている地区への依頼については取りまとめをお願いします。

【単位会長】単位会長あてに依頼資料を送付しますので定例会等で周知をお願いします。

(2) 目安額

目安総額	世帯あたりの目安額
令和6年度目安額1,070,940円 (令和5年度目安額1,072,720円)	10円 (前年度同額)

目安額＝（令和6年5月1日現在の加入世帯数×95%※）×10円

※小数点以下は、四捨五入で計算しています。

(3) 依頼方法

各自治会町内会あてに振込用紙を6月末に事務局より送付いたします。

「払込取扱票」により、最寄りの郵便局でお手続きください。

※事務局での直接受付はご遠慮いただいております。

(4) 納入期限

9月30日（月）

※納入期限を設けさせていただいてますが、地域の実情に合わせて、柔軟にご対応ください。

(5) 問合せ

港北区「社会を明るくする運動」実施委員会 事務局 担当：牧野・山田
電話：547-2324 / FAX：531-9561

8 港北区「社会を明るくする運動」ポスター掲示のお願い（掲示依頼）〔資料8〕

仲丸 港北区社会福祉協議会事務局長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

7・8月の第74回「社会を明るくする運動」強化月間において、区民へ本運動を広く周知するため、各自治会町内掲示板にてポスター掲示にご協力をお願いいたします。

(1) お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等での周知をお願いします。

【単位会長】ポスターの掲示をお願いします。

(2) 送付内容

ポスター（A4版） 1枚×各町内会掲示板枚数

※マスコットキャラクターが大きく掲載している面が表となります。

(3) 問合せ

港北区「社会を明るくする運動」実施委員会事務局（港北区社会福祉協議会内）

担当：牧野・山田 / 電話：547-2324

9 情報提供

安達 地域振興課長

「楽遊学311号」について〔資料9〕

10 掲示依頼

安達 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

(1) 消費者被害等の注意喚起ちらし「よこはまくらしナビ 月次相談レポート」について〔資料10-1〕

(2) 港北芸術祭「角田健一ビッグバンド」公演の周知及びチラシの掲示依頼について（掲示依頼）〔資料10-2〕

(3) 再掲 港北区「社会を明るくする運動」ポスター掲示のお願い（掲示依頼）〔資料8〕

11 行政機関からの情報提供

(1) 港北警察署

- ・港北区内犯罪発生状況ほか
- ・交通事故概要

(2) 港北消防署

- ・港北区内の火災・救急状況について
- ・熱中症注意喚起



自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケート お答えいただきましたか？【回答期限：7月12日（金）】

◆3月にご依頼した、自治会町内会活動支援の重要な調査です。

◆対象：自治会町内会、地区連合町内会

◆詳しくは、横浜市 Web ページまで [横浜市 自治会町内会調査](#) [検索](#)

ご協力をお願いいたします。



←ネット回答は、
こちら

担当：市民局地域活動推進課 電話：045-671-2317

※合同メールで自治会町内会長宛て送付します。

会館に 省エネ設備導入 しませんか？

補助金 申請受付中！ まだ間に合います！

★申請件数ランキング

1位 エアコン



2位 LED 照明器具



3位 断熱窓



申請期限
9月30日
まで

補助率
2/3！



詳細は
「募集案内」を
ご覧ください！

〔自治会町内会館脱炭素化推進事業〕
事業実施主体：市民局地域活動推進課

■問合せ先（事務委託先）

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課
045-451-7740

6月の合同メールは6月24日（月）に発送します。

◆港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています◆

<https://kohoku-rengou.net/>

港北区連合町内会 定例会資料

で [検索](#)



港北区連合町内会 6月定例会 資料一覧

- 1 よこはまテレビ・プッシュの開始について(情報提供)【市連会報告】
[資料1]
- 2 横浜市におけるシェアサイクル事業について(概要説明)[資料2]
- 3 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と「線引き
(市街化区域と市街化調整区域の区域区分)見直し」都市計画市素案
の説明会開催等について(情報提供)[資料3]
- 4 綱島消防出張所への救急隊の増隊について(情報提供)[資料4]
- 5 住宅用火災警報器の一斉点検の推進について(周知依頼)[資料5]
- 6 令和6年度港北区社会福祉協議会世帯会費(1世帯40円)の納入
とりまとめについて(概要説明)[資料6]
- 7 令和6年度港北区「社会を明るくする運動」実施委員会会費の納入
について(概要説明)[資料7]
- 8 港北区「社会を明るくする運動」ポスター掲示のお願い(掲示依頼)
[資料8]
- 9 楽遊学第311号の周知について(情報提供)[資料9]
- 10-1 消費者被害等の注意喚起ちらし「よこはまくらしナビ 月次相談
レポート」について[資料10-1]
- 10-2 港北芸術祭「角田健一ビッグバンド」公演の周知及びチラシの掲
示依頼について(掲示依頼)[資料10-2]